

平成 29 年度 事業計画

## I. 基本理念・基本方針・ビジョン

### <基本理念>

愛するために汗をかき、愛する喜びを分かち合い、愛される感動を得る。

### <基本方針>

「地域（まち）・人・未来」

平成 3 年に設立したつかさ会は 25 年にわたり、社会福祉法人としての使命を担ってきました。地域社会が求めている事業の基盤づくりと推進を行ってきた半世紀でもあります。しかし、時代は、社会福祉法人の存在意義に疑問を呈しています。税控除などの優遇措置に対して、明確な妥当性があるのか、社会福祉法人自らが説明する責任が求められるようになりました。このため、平成 29 年度からの社会福祉法の改正では、経営の透明性とガバナンスの強化など、社会福祉法人の組織や機能は大きく変化し、社会福祉法人の新しい幕開けの年となります。

また、障害福祉の分野では、平成 30 年度に障害福祉サービス報酬単価の見直しと同時に、現在、国が強力に推進している「我が事 丸ごと 地域共生社会」にもとづく共生型サービスの創設が行われようとしています。このような社会福祉法人および、福祉事業の大変革と将来への方向性に対応するため、平成 29 年度は、法人本部機能の強化、既存事業の充実、新事業の推進を重点項目として、引き続き、地域社会の貢献する社会福祉事業を推進していきます。

### <ビジョン>

「地域福祉の創造」

## II. 会務の運営

### (1) 理事会の開催（年 4 回）

○開催予定月 第 1 回/平成 29 年 5 月、第 2 回/平成 29 年 6 月、第 3 回/平成 29 年 10 月  
第 4 回/平成 30 年 3 月

※その他必要な場合は適宜開催

### (2) 評議員会の開催（年 1 回）

○開催予定月 第 1 回/平成 29 年 6 月

※その他必要な場合は適宜開催

### (3) 監事による監査の実施

○実施予定月 平成 29 年 5 月

※その他必要な場合は適宜開催

### (4) 評議員選任・解任委員会の開催

○実施予定月 必要な場合に適宜開催

## III. 事業内容

次の 4 つの分野での事業を推進・展開していく。

## 1.障がいのある方を支える事業

### (1) 働く障害者の所得向上

長崎県障害者共同受注センター等と連携し、良質で十分な仕事の確保をめざし、官公需や民間企業だけではなく、社会福祉法人などの福祉関係者からの受注開拓を行い、障がい者従業員や利用者の賃金、工賃の増額をめざす。

### (2) 生活環境の整備

障がいの種類や程度、年齢などを考慮し、グループホームを中心とした地域生活が送れるように、必要な生活環境の整備を行う。

### (3) 障害のある中学・高校生のための放課後等支援の拡充

特別支援学校や特別支援学級などに在籍する中学生、高校生のために放課後や休校日（長期休暇を含む）に社会生活に必要な訓練を行い、卒業後、社会生活にスムーズに移行できるための訓練型放課後等デイサービス事業を実施していく。

### (4) 就職促進と定着支援のためのフォローアップの強化

就業・生活支援センターやハローワーク、障害者職業センター、発達障害者支援センターなどの関係機関と連携しながら、一般就職をめざす障害者のための訓練を実施するとともに、就職後も定着し、継続して働くためのフォローアップを一体的に行い、離職の防止に努める。

### (5) 地域生活支援拠点等整備事業の実施準備（2か年事業）

平成 27 年度に障害者の地域生活の向上を目的にモデル事業として実施された地域生活支援拠点等整備事業を研究し、平成 30 年度からの実施に向けた準備を行う。

### (6) 新サービス及び障害福祉サービス報酬単価改正への対応 **[新規]**

平成 30 年度に実施される新しい障害福祉サービス事業と障害福祉サービス報酬単価改正に対応するため、情報の収集と既存事業の見直しを行う。

### (7) 障害のある方とその家族のための相談支援事業の開始 **[新規]**

障害のある方のライフサイクルに応じた支援が行われ、福祉の充実に寄与するため相談支援事業を実施する。

### (8) 各種関係団体への協力

日本知的障害者福祉協会をはじめ、全国社会就労センター協議会や日本セルフセンター、日本セルフ士会、九州地区知的障害者福祉協会、九州地区授産施設協議会、長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県授産施設協議会、長崎県社会福祉協議会、長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県障害者共同受注センター、街かどのふれあいバザール運営委員会、諫早市自立支援協議会、諫早市社会福祉協議会等への役員・職員の派遣など積極的な協力をを行う。

#### 障害福祉分野

事業所名	所在地	障害者総合支援法上の福祉サービスの種類	行動目標	行動計画
------	-----	---------------------	------	------

諫早ワークス	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労継続支援 B 型 (30 名)</li> <li>●就労移行支援 (6 名)</li> <li>●日中一時支援事業 (市町村事業) (10 名)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最低賃金の 3 分の 1 以上の工賃の支給</li> <li>2. 就労の定着支援の充実</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規利用者の開拓</li> <li>○営業活動の強化</li> <li>○作業科目の整理</li> <li>○利用者の作業技術研修の実施</li> <li>○実習先・就職先の開拓</li> <li>○就職後の定着支援技術の向上</li> <li>○訓練プログラムの見直し</li> <li>◆建物の改修</li> <li>◆就労アセスメントの実施</li> </ul>
諫早ワークス	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後等デイサービス事業 (10 名)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放課後等デイサービスの充実</li> <li>2. 学校との連携強化</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動プログラムの改良</li> <li>○家族との面談の実施</li> <li>○学校への参観と担当教員との情報の共有化</li> </ul>
ノーブル	南島原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労継続支援 A 型 (10 名)</li> <li>●就労継続支援 B 型 (10 名)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がいのある方の仕事の確保と所得向上</li> <li>2. 利用者の特性に対応した個別支援の充実</li> <li>3. 利用者満足度の向上</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ニーズに対応した商品づくり</li> <li>○販売計画に基づいた営業活動の強化</li> <li>○SNS 等を活用した広報活動</li> <li>◆新規販売先や就労先の開拓</li> <li>○利用者の特性に対応した働き方や職業指導</li> <li>○相談の機会を定期的実施</li> <li>○満足度調査に基づいたサービス向上への取り組み</li> <li>◆働く環境の整備</li> <li>○地域の福祉ニーズ調査と準備</li> <li>◆新規利用者の開拓</li> </ul>
グループホーム たちばな	雲仙市 南島原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同生活援助 (18 名)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少人数住居の増設(2 住居分)</li> <li>2. 高齢の方でも障がいが高くても利用できるホームづくり (バリアフリー化)</li> <li>3. 健康的な暮らしの提唱</li> <li>4. 地域とのつながり強化</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆改築工事の実施</li> <li>◆新規利用者の開拓</li> <li>○建物についてのニーズ調査</li> <li>○助成金を活用した改築のための助成団体の調査及び申請準備</li> <li>○改築のための建築設計</li> <li>○食生活の改善(栄養管理)</li> <li>○運動プログラムの充実</li> <li>○医療機関との連携</li> <li>○定期的な面談の実施</li> <li>◆地域への協力と交流</li> </ul>
(仮称)グループホームいさはや	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同生活援助 (未定)</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 30 年度開設に向けた準備</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予定地の確保</li> <li>○建築に係る準備</li> <li>○補助金等の調査と申請</li> </ul>
(仮称) 諫早相談支援センター	諫早市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 29 年度中の事業開始</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談専門員の配置</li> <li>◆関係機関との連携</li> </ul>

※( )内は利用定員

## 2.地域・社会への貢献事業

(1) 法人成年後見人制度の研究と準備

障害のある方の権利の保障と豊かな生活のために、後見人制度を研究し、法人後見人事業開設のための準備を行う。

(2) 東北応援プロジェクト 2017 ～10年継続事業～

未曾有の被害となった東日本大震災から6年が経過したが、心の復興は完全ではない。法人の10年継続事業である東北応援プロジェクトについて、いま必要なことを検討・企画し、実行していく。

(3) 生活困難者レスキュー事業への協力

長崎県社会福祉法人経営者協議会が行う生活困難者レスキュー事業に対する協力・支援を行っていく。

(4) 地域住民のための移動支援の準備

利用者の減少などから公共交通機関が不足し、特に高齢者の方や障害者の方の移動については不自由な状態にある。こうした地域住民の足を補完するためにコミュニティバスの運行について、研究・検討し、実現に向けた取り組みを行っていく。

(5) 共生型サービスの創設に向けた対応 **[新規]**

平成30年度から実施される予定の共生型サービスに対応するため、情報収集および研究、実施のための検討を行う。

### 3. 法人のブランド化事業

(1) 事業の評価と改善

現在実施している事業を定期的に評価し、より質の高い事業となるように改善していく。

(2) 業務マニュアルの作成

業務全般を点検し、業務の標準化をはかり、より効率的なものとするためにマニュアルの作成を行う。

(3) 戦略的な広報活動の強化

法人の取り組みを積極的に発信していくため、ホームページのさらなる活用と定期的な広報誌の発刊を行っていく。

(4) 職員の確保と育成

事業の展開・推進のために欠かせない職員の確保について、大学等の機関と連携したり、子育てが終わった主婦などの採用や登用をすすめ広く人材の確保につとめるとともに、研修についても、正職員に限らず、パート職員や非常勤職員の研修を計画的かつ重点的に行い、専門性の高い人材に育成していく。

### 4. 高齢化を支える福祉事業

## 高齢者福祉の事業化のための研究

65 歳以上の高齢者への安定した福祉サービス提供のために、介護保険事業等の高齢者福祉事業についての研究を引き続き行う。